

平成23年度第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日 時：平成23年11月10日（木）14：00～15：30

場 所：大和市役所 本庁舎 5階委員会室

委 員：鈴木会長、境職務代理、阿南委員（欠席）、佐藤(倫)委員、鳥原委員、春日委員、市川委員、柴崎委員、菊間委員、藤原委員（欠席）、田村委員（欠席）

傍聴者：1名

事務局：小野次長、熱田課長、下野係長、民實係長、高瀬、山田、久野

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

- (1) 第3期障がい福祉計画について
 - ・障がい福祉計画（素案）について

1. 開会

事務局：本日は3名の委員が所用により欠席となっている。

2. 会長挨拶

会長：障がい福祉計画、障がい者福祉計画をとりまく中では、様々な外部の要因が関わってくる。障害者虐待防止法が6月にでき、その後すぐに、障害者基本法が改正され、また8月の末には、障害者総合福祉法の制定に向けた、障がい者制度改革推進会議からの意見などもあがっている。第3期の障がい福祉計画はこのような状況の中で、平成24年から26年の新しく法律が動き始めている、始めていく期間の中での計画の策定となる。今回、事務局の作成したものにも、今後の変更が見込まれるものもある。予期できないこともたくさんあるが、今、与えられた条件の中でベストを尽くしていただきたい。

本日は傍聴者1名の予定だが、まだ来ていないため、傍聴に関する注意事項は省略する。本日は11名の委員のうち8名の出席で過半数を超えており、審議会は成立となる。

3. 議題

事務局：昨日、神奈川県が、10月31日に国が開催した、主管課長会議を受け、市町村向けに説明会を行った中で、国の資料の中では、明確にされていない、国の現時点の計画に関する考えなどについて、神奈川県から口頭の補足説明があった。ここで示す計画の数値などについても、国の考えに基づいて、特に施設入所者の今後の数の見込みなどについては今後、県との調整を経る中で、変更となる点もでてくる可能性がある。これについては、後ほど資料の中で、説明する。また、本日の障がい福祉計画の素案の計画数値、サービス見込み量等については、あくまで、現時点の平成23年度の実績見込み等に基づいて推計しており、今後、平成23年度の実績が固まり次第、一部計画数値が変動することを了承いただきたい。

◎障がい福祉計画（素案）について説明一別紙資料：障がい福祉計画（素案）参照

●補足：別紙資料の補足内容 1～2

2) 施設入所者の地域移行に関する目標値

・地域移行者数の直近の実績は、本市の場合、平成 17 年の 10 月から平成 19 年の 10 月の 2 カ年では 5 名、その後 19 年から 21 年の間で 8 名、21 年から 23 年の 10 月までの期間が 2 名となっており、この傾向が続く限り、この国の指針で示した数値を達成するのはなかなか困難だと考え、過去の 6 カ年の実績を見込んでいる。

・具体的目標の地域生活移行 B の目標値については、入所者数 A の 143 人のうち平成 26 年度までに地域生活に移行する人の目標値が 24 人となっている。考え方としては、平成 17 年から平成 23 年の 10 月までの 6 年間で 15 人であり、単純に平成 26 年度を平成 17 年度から数えると 9 年半なので、このペースでいくと考え、24 人で設定している。ただ、直近ではかなり以前とくらべて地域生活移行が減少しており、過去の推移で見積もったこの 24 人の達成もなかなか困難なものであると考えている。

・平成 26 年度末の入所者数 D の 160 人は、国の目標値としては平成 17 年度に比べ 1 割減ということだが、大和市の場合はなかなか困難であり、また神奈川県についても入所施設の数が少ないということで、かなりこの国が定めた目標値の達成が難しいものと想定し、平成 17 年 10 月 1 日からは 17 人逆に増える数値で設定している。このような数値で設定したが、昨日の県の会議の中で、国は県に入所者の地域移行を強力に進めるという観点で、基本的に国としては、平成 26 年度末の目標値は平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数 143 人を超えないで計画は作成する方が望ましいという見解を述べたと聞いている。施設入所は市のみで完結するものではなく、広域で対応するものである。すでに大和の場合、平成 23 年度見込みが施設入所者 157 名であり、143 人というのは 14 人程減らしていくというかなり厳しい数値であり、県との調整を経る中で、場合によっては 160 名という数値は難しく、強力に減らしていくような数値への変更が必要かもしれないというのが、昨日、会議の席上で県から発言があったところである。平成 26 年度末の入所者数 160 人としているが、今後数値の変動が予想される。

3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

・平成 17 年度の一般就労移行者は 9 人となっており、川崎市と同数で県内でも極めて高い数字。

・具体的目標として、国の指針では、平成 17 年度の 9 人の 4 倍で 36 人という数値となるが、本市の場合、平成 17 年度当時の数値が県内の平均をかなり超えた数字であるため、大和市の中でも一番少なかった平成 18 年度の 5 人という実績の 4 倍の 20 人程度ということで目標値を設定したものである。20 人というのは県内各地の中でもかなり高い数値である。

会長：ただいま、前半部分の計画策定にあたって、計画の方針についての部分の説明があったが、意見質問等お願いしたい。

(主な意見・質問)

委員：ケアプランを立てる対象者が増えたので見込み量が増えるとの話があったが、この部分をもう少し詳しく説明してほしい。

事務局：現行の制度は、在宅のかなり症状の重い方のみ、基本的には計画を作成している。これが、平成 24 年 4 月から段階的に、平成 24 年度から 26 年度にかけて、基本的には全てのサービスを受ける方へ介護保険で言われるケアプランのようなものを作成していくことになり、現行、重い方しか作っていないものから基本的には在宅サービスを利用する方全員に、プランを作っていくことになるため、計画を作成する方の数が飛躍的に増えていくことになる。

委員：基本的なことだが、施設入所者の地域移行に関する部分でいう施設というのは何を指しているのかを教えていただきたい。

事務局：ここでいわれる入所施設は福祉計画では、旧体系の施設として身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設である。新体系の障害者支援施設は、通常の入所施設である。

会長：地域移行の部分で、実際、今 15 人ということで、直近、平成 22～23 年度のところでは、現在 2 名という若干の伸びが、落ちているという話があったが、そのあたりの理由は何か。どのような状況の中で 5 名、8 名、2 名となっているのか。

事務局：これは大和市に限った事ではなく、県内全域でも最初の 2 年間は県全体で 374 名の移行、そのあとの 2 年間でそれより 100 名以上少なくなった 256 名、県の直近の数字では 21 年から 22 年の 1 年間で 64 名ということで大和市に限らず、県内どこでも下がっている傾向が如実に表れている。細かく分析した訳ではないが、より重度の方が、施設に入所しているということが考えられ、当初は比較的、地域生活移行できた方もいたが、今施設に残っている方が最重度ということで、なかなか簡単に施設から地域移行が実際は難しいのではないかと考えている。

委員：2 番の計画の方針の中に病院から地域生活の移行を支援する中で、受け入れられるための環境を整えば、退院可能な精神障がい者の地域生活移行を進めるため、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備するとあるが、具体的に、市としてどのように考えられているかを教えてほしい。4 番めにグループホーム、ケアホームの状況等で地域移行を進めますと謳われているが、具体的な数のグループホーム、現行あるグループホームの目標と現在の状況を教えてほしい。

事務局：8 月から 9 月にかけて実施した、サービス提供事業者とのヒアリングの中でも、事業者で精神のグループホーム、ケアホームについて、古い既存の施設の建て替えや増床を図ったり、または新設を考えているところもあった。サービス供給量自体を増やし、環境を整えていくということが第 1 点である。

委員：大和病院の中にある、前の援護寮がなくなり、グループホームに転換すると聞いているが、そのあたりについて教えて欲しい。

事務局：大和病院の敷地の中にある森の家は今年の 10 月 1 日で昔の制度の援護寮からグループホームにもう転換をされている。現在は、1 階も 2 階部分もグループホームということでご利用されている。

委員：定員は何名か？

事務局：2 階が 10 名、1 階が 20 名の定員だと聞いている。

委員：計 30 名、グループホームとして、数字の面では増えるということか。

事務局：もともと 10 名のグループホームとして運営していたが、援護寮だった部分がグループホームとして 20 名増えたという形になっている。

委員：基本的な考え方のところだが、前回ヒアリング等では児童のショートステイの要望がかなりあったが、入所から地域へという意味で、在宅での生活を支えていくためにショートステイは重要な役割を担うと思うが、それが、基本的な考え方のところに入っていないだろうか。

事務局：計画の方針ということで、基本的な考え方と、3 年間の福祉計画的なものを定めるものなので、財源の裏付け、市の総合計画との整合性も図らなくてはならない。この中の計画の方針の基本的な考え方として、ショートステイも当然、重要性は認識しているが、具体的な支援などを含むニュアンスになると、計画主管部門と相談をしなくてはならないため、この場で、入れる、入れな

いの明言は避けさせていただきたい。次回までには内部で検討し、報告をしたいと思う。

事務局：補足だが、障がい者福祉計画の中に、3-4の障がい者、発達に不安のある子どもの療育、保育、福祉体制の充実というところがあり、その中で短期入所について記述している。

◎障がい福祉計画（素案）について引き続き説明一別紙資料：障がい福祉計画（素案）参照

●補足：別紙資料の補足内容 3～

○1) 生活支援

・生活支援の国の見込み量の考え方については平成23年10月から開始された同行援護については、重度の視覚障がい者の数を勘案して、見込むようにとのことで、35名程度として見込んでいる。今回初めての請求等を確認後、年度末にかけて、修正をしていきたいと考えている。

○2) 日中活動系

・生活介護（ア）：大和市の考え方としては、現在の利用者を基礎として、特別支援学校卒業生数のうち、およそ約12、3名程度が今後も生活介護を必要とされると考えて、見積もったものである。生活介護の見込み量としては、23年度の実績の利用者数356人に、特別支援学校の卒業生のうち、約12名程度が生活介護に入ってくることに、過去の推移から2人くらいの自然増を見込み、ほぼ14名程度が伸びていくというように設定してある。なお、平成26年度については、ヒアリング中で、生活介護の増設が見込まれており、それを加味した数字、プラス5名程度として見積もったものである。事業者で参入を考えているところがあることも聞いており、26年度は施設の増設も見込んで設定したものである。

・就労移行支援（ウ）：月あたり見込み量、24年度の実人数71人ということでプラス12名として計算している。おおよそ特別支援学校の卒業生のうち、10名程度が就労移行支援を使うという見込みと自然増としての2名増を見込んだものである。25年、26年も同様に12名増えていくものとして目標値を設定したものである。

・就労継続支援（エ）：A型事業では一般就労が可能な方もたくさんいるため、なかなか3割は厳しい数字だと捉えている。平成23年度の10月から2か所目のA型事業所が開設したところであり、期待も込めて、24年度としては現行の5名から、倍の10名ということで設定している。平成23年度の実績量（）内の実利用者数210名は218名の誤りだったため、訂正をお願いしたい。この218名を基礎に、平成24年度については、現行、精神の作業所である、あゆみの家が24年度からB型に移行することを見込み、234人という設定となっている。その後は2人ぐらゐの増加を勘案し、それぞれ実利用者数として見込んだものである。

・療養介護（オ）：平成23年度の実績見込みが4人とおおよそ重症心身障がい児施設の18歳以上の方が約8名程と聞いており、平成24年度からは12名と設定したものである。

・短期入所（カ）：ヒアリングの中でかなり少ないという指摘があった部分である。ヒアリングの中でも新規に施設の設置を考えている事業者もあったため、新規事業所の動向を踏まえつつ、量を設定したものである。平成25年度から26年度にかけて10名程増えているが、26年度ぐらゐまでには短期入所の設置をしたいと考えているという事業者があったため、26年度に見込んだ数値となっている。

○3) 居住系

・グループホーム・ケアホーム（ア）：今ある既存のグループホームが古いので建て替えて5名増やすことを考えている事業所が1事業所と、新たに7から8人程度の精神のグループホームを設置した

いと考えている法人があるため、23年度と比較し、12名程度の増と見込んでいる。ただ、県の説明を受け、施設入所者数の数を平成26年度末にかけてかなりしぼっていくようにという方針が示されたため、平成25年度、26年度については場合により、県の方で数値が変わってくる場合がある。

- ・施設入所支援（イ）本市の場合、平成23年度の実績が153人と旧法の4名程をあわせて、実質157人の施設入所者が見込まれる。短期入所等を活用しての入所施設待機者4、5名を勘案すると平成24年度については現行の153+旧法の4名、待機の方5名ということで162名程度は施設入所が必要であると考えている。その後はグループホームなどへの移行1名程度の減を今のところは設定しており、平成26年の見込み人数を160人と設定したが、先日の国の考え方に基くと、大和市の場合、平成17年10月1日当時が143人の入所者であり、国としては143名を超えない数を見込み量として設定することになる。かなり難しいところではあるが、今後、広域の中で数値は26年度末にかけては修正する必要があると考えている。

○4) 計画相談支援)

- ・相談支援（ア）：およそ平成27年4月時点で1000人程度がサービスを受けると推計し、基本的には毎年3分の1ずつ段階的に、最終的には26年度にはすべての利用者がこの計画相談支援の対象となるように数を見積もった。計画相談資料の見直しの間隔は、国からは一部半年に1回の見直しという話もでていますが、市町村の実態に則して進めていくという考え方もあるので、その辺りを勘案した中で、数値としては25、26年については変動することが考えられる。現行の数値としては、3年間ですべてのサービス対象者を相談支援対象者として扱っていくと見込んだ数値である。

○4. 地域生活支援事業の内容および量の見込み

- ・①相談支援事業：平成24年4月から相談体制の強化が図られ、全てのサービス利用者へ計画が義務付けられることになる。制度改正の動向を引き続き勘案する必要もあるが、制度の中でなんでもそうだんやまと4か所体制を引き続き維持していくものとして作ったものである。
- ・②日常生活用具給付等事業：圧倒的に多いのは排泄管理のストマである。ストマの実績も年度によって単純に増えている訳ではないが、平成23年度2877件のところ、約51件ほど増えた2928件となっている。その後は26件程度ずつ増えていくものと考えている。
- ・④移動支援事業：平成23年度の実績見込み19375時間のおおよそ全体の約25%が、同行援護に移行、先程の同行援護の数とあわせておよそ35人程度5000時間程度が同行援護に移るものとして推計したものである。
- ・⑤現行のコンパス1か所程度を維持していくものと捉えたものである。現行のコンパスは綾瀬市、大和市、座間市の3市での共同運営となっており、大和市だけで運営しているものではないため、場合によっては、綾瀬市や座間市の動向によっても若干利用者数等の変動になる要素はあるが、大和市としては1か所程度維持していくものと考え、現行の体制が続くものとして設定している。
- ・⑥日中一時支援：平成23年度実績269人となっておりますが、ほとんどが学齢時の子どもだが、24年度以降は障がい者が対象ということで、40名程度見込んだところである。
- ・⑦訪問入浴サービス：平成24年度1人おおよそ月7回程度ということで924人、25年度については月に若干増え、7.7回程の利用、26年度については1人増えて月当たりとしては、7、8回の利用と見込んだものである。

会長：3、4、5は様々なサービスの見込量となっている。冒頭のところで説明があったが、7.5%の上昇というのが、一つの基礎数字となる。個別のサービスまたは全体を通しての意見、質問等願

いしたい。

(主な意見・質問)

委員：施設入所者数の1割削減の背景、施設入所者の縮小をしていく背景には何があるか。

事務局：仮称障害者総合福祉法にむけて検討している訳だが、国の基本的な考え方として、基本的に総合福祉部会では「障がいがあってもどこに住むかは障がい者自身あるいは家族が選択していく」ということも骨格の中で意見として出されている。以前、国が示した障がいがある人もない人も地域の中でという考え方の中で、神奈川県は特にしっかり、今後入所施設は作らないという考え方をもち、1割以上削減という目標を見込んでというという意味だと思う。

委員：昨年、精神障がい者の長期入院患者に関する数字がでていたが、受け皿が同時進行で作られるならいいが、グループホームを始め、受け皿がないと感じる中で、どのように定めたのかと思ったことがあった。

委員：同行援護と移動支援について聞きたい。平成24年からは同行援護と移動支援が両方あるということでもいいのか、また移動支援と同行援護の大きな差、実際の重度視覚障がい者にとって、大和市の市の財政の観点から、どこが違うか教えて欲しい。

事務局：同行援護と移動支援についてですが、まず基本的な考え方としては、同行援護と移動支援事業については、国制度を優先するという観点から同行援護を利用してもらう形になる。あまり想定はしづらいが、同行援護で利用できない場合は移動支援を利用できるように考えている。一番違う部分については、コミュニケーション支援という部分で、移動支援事業は移動に対する支援で、例えば、会議に出た時にメモをとるなどのコミュニケーション的な部分は考えられていないものだったが、国の同行援護事業ではコミュニケーションの部分についても加味されているというところが特徴になっている。財政的な部分では移動支援事業は地域生活支援事業ということで、市町村が選んで事業を展開することができる。それに対して同行援護は、国で決められた制度なのでどこの市町村も必ず行う事業となる。何が違うかということ、地域生活支援事業は補助金制度で、基本的には国2分の1、県4分の1、市4分の1である。同行援護は負担金というもので、国2分の1、県4分の1、市4分の1だが、負担金は義務であり、国と県は必ず市に負担金を支弁しなければならない。それに比べ、補助金は予算の範囲内ということが許されるので、予算の上限が決まっていて、国2分の1、県4分の1の補助と決まっていますが、実際に予算がないと、決められた予算が入ってこないということもある。財源としては、同行援護事業の方がより確実に国、県から入ってくることになる。

委員：もうひとつ関連のことだが、移動支援の場合、1割負担で9割補填してもらっていたが、同行援護になると全体では高額な負担になるのか。

事務局：基本的には1割負担となる。あとは世帯の本人の収入もしくは夫婦の場合だと夫婦の収入によって、1割の上限額が37200円、9300円、0円などと変わってくる。

委員：利用者からすると、非常に使いやすくなるのか、負担が大きくなってつらくなるのか。

事務局：試算をした結果、利用状況により、9300円の人と37200円の人とで変わってくる。9300円の上限でたくさん使う場合は上限9300円を超えたら払わなくてよくなるので有利になると思うが、5000から6000円ぐらいの範囲で使う場合は移動支援と比べた時に、あがってしまう可能性がある。移動支援は上限9300円の場合5%の自己負担のため、そのような傾向がある。

委員：細かいところだが、生活支援の中に排泄処理のための用具が増加していく傾向にあるとのことだ

が、それはなぜか。

事務局：ストマが増加の傾向というのははっきりとは言えないが、少し微増している状況の中で、結構変動がある。ストマは大腸がんなどで排泄機能がなくなり、お腹のところに袋状のものをつけて排泄する用具である。微増傾向にはあるが、亡くなる方もいて、実体としては読みづらく、年度によって多かったり少なかったりする。ただ傾向としてやはり、大腸がんの方などが増えている傾向と関係しているのではと思う。

委員：大腸がんは増えていると思う。

委員：見込む場合には増加傾向と見ていた方がよいのか。

事務局：予算などもそうだが、増加傾向のものは増加で見込んでいる。

会長：先程も地域生活支援事業のお話があったが、相談支援事業はどちらかという計画がある、なしででてしまうようなところがあるが、例えば、成年後見制度の利用支援事業などどうか。法令との関連性も含めて、非常に後見制度そのものが渦中にあるような感じがするが、動向も含めて教えてほしい。

事務局：動向というより、実務の中での話となるが、相談としては必要性のある方が出てきている。自立支援協議会の中でも後見制度の話はでてくる。ケースは動いているが、なかなか実績にあがりにくい状況である。後見、補佐、補助の3類型の中で後見だと市のケースワーカーが関わる。知的障がい者手帳であればA1、A2になる。手帳を持っていると大和市の制度として後見の申し立てに関する費用助成もあるが、A1、A2を持っていると、鑑定の必要がなくなるので、手続きに一番必要な鑑定費用10万円程が必要なくなり、15000円程度で済むことになる。そうすると、年金の範囲で出せることになり、後見制度の費用助成の実績にあがってこなくなる。現状は裁判所への申し立てや、財産目録等の書類作成の支援がメインの業務となっている。また、精神疾患だと、鑑定が必要になってきて難しくなってくると思うが、制度を利用しながら関わっていくことになると思っている。それと、後見人がついた場合の報酬の支払いが1年経ってから必要になってくる。報酬が前年についての方が2名ほどいたため、収入などにより、今後は費用助成の対象となり、実績としてあがってくる可能性がある。

委員：計画相談支援のところ、年度別月当たりの見込み量とありますが、平成24年度分51人というところ1週あたり、10人くらいだが、平成26年度が168人で相談支援事業所4か所に委託ということになると、40数人になるかと思うが可能なのか。

事務局：指定事業所の考え方については、現行のなんでもそうだんやまと4事業所が中心になると捉えている。今回、指定事業所という考え方になるので、指定要件さえ整えば、基本的には指定は行えるものとして考えている。件数の捉え方、今後の見直しの期間含めて今後定まってくることになると思うが、4事業所だけにこだわることなく、市としては3年間ですべての方にケアプラン、計画相談支援を受けてもらうという考え方の中で当然4事業所だけで対応が難しいということであれば、更に他の指定事業所の導入を含めて、この計画を達成していきたいと考えている。

事務局：先程も少し話があがったが、障害者総合福祉法が25年8月に始まるということで、尽力しているが、その総合福祉部会の話の中では、この計画を障がい者または家族が作るという提言もされており、実際に相談支援事業所に頼むかどうかは、障がい者、ご家族の判断になっていく可能性もあるということを補足する。

会長：確かにセルフマネジメント、セルフアドボカシーが貫かれているので、それができにくい当事者は誰かが手伝うが、基本的には自分でという考えがあるようだ。そのあたりのところも新法の動

向を見極めながらという可能性がある。いずれにしても、これだけの伸びなので、整えていく、支えていく仕組みという意味では市の力も必要になってくるかと思う。一番最後 5 番の必要量を確保するための方策という部分だが、2) の事業者の育成という部分のところで、今後の参入や増加の動向で、わかるようなことがあれば、教えてほしい。量の確保と同時に当然のことながら質の問題があり、そこで市が関与することができると思うので、量の問題、質の問題で何か考えがあれば教えてほしい。

事務局：まず 1 点目の量の確保については、なかなか具体的に明記するというのが難しいが、実際にヒアリングの中などで市としてはショートステイがかなり少ないということは認識している。文言としてはこのような言い方だが、今後は市の総合計画に位置付けされている財源がともなう実施計画の中で、ヒアリングを受けた内容等も加味して、実施計画のローリングの中で場合によっては先程の 26 年度を目途に支援策のようなものを検討できればと思っている。その部分については、市の中で早くに自立支援協議会等を作っており、市のみならず、事業所が主体的に議論、討論しており、そのような部分を通して市としても少なからず支援をしていきたいと思っている。

委員：視覚障がい者の会でもヒアリングをしてもらったが、視覚障がい者のほとんどの人が相談事業所を知らないあるいは自立支援センターを知らない、行ったことがないとかなり認知度が低かった。実際、自立支援センター、自立支援協議会の中でも相談事業の中に視覚障がい者も入っているが、全体からするとわずかだと思う。自立支援センターも含め、一定の相談事業所に対しても視覚障がい者に対する障がいの理解を進めてほしいという要望ともうひとつは出向くのか訪問かわからないが、自立支援センターなどの相談事業所が認知されるようなことをしていかないと、なかなか分かりあった福祉行政サービスにはならないという思いがある。

事務局：視覚障がいに限らず、様々な障がい、ましてやこれから総合福祉法ができてくる中で幅広く相談支援事業所がそれぞれの障がい特性、対応について知識と経験を積んでもらうことが大事なことだと思うので、市の方から相談支援事業所に知識の向上等に配慮するようにと伝えておきたいと思う。また、視覚障がい者へのなんでもそうだんやまとの周知については、どのようにすすめるかを視覚部会と調整をしていきたいと思う。今まで周知がなされていなかったことは申し訳なく思っており、今後、具体的に進めたいと思う。

会長：他に意見がなければ、以上で議題について終了したい。

障がい福祉計画（素案）

※現時点の実績に基づき推計しているため、
今後、数値は変動する場合があります。

1. 計画の策定にあたって

第3期障がい福祉計画については、平成23年度現在、明らかにされている障害者自立支援法の改正の方向と、第2期計画の実績を踏まえ、策定します。

1) 障害者自立支援法の今後の方向性（（仮称）総合福祉法の制定）

障害者自立支援法については、様々な経緯を受け廃止が予定されているところであり、平成25年8月には「制度の谷間」が生ずることなく、また、サービス利用者負担を応能負担とする（仮称）障害者総合福祉法が制定されることとなっています。

こうした状況の中、障がい者制度改革推進会議において、その具体的な審議が行われているため、今後も国の動向を見守る必要があります。

本市としては、障害者自立支援法の改正の方向を踏まえつつ、「第3期障がい福祉計画」を策定することにより、「障がい者福祉計画」における障がい者施策と合わせ、総合的な障がい者自立支援体制の確立を目指します。

2) 第3期障がい福祉計画に記載すべき事項

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<定める事項>

- 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3) 第3期障がい福祉計画策定のポイント

- 目標値・サービス見込み量に対する方針は第2期を踏襲する

第3期計画は平成24年度から平成26年度までと、26年度までの中間段階と位置づけていきます。このため、策定時の基本指針において示した数値目標の考え方を、第3期計画の策定においても基本的に踏襲します。

○ 第2期計画の進捗状況の分析と評価にもとづく計画とする

第2期計画の実績に基づき、第3期計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み量を設定します。

4) 計画の期間

第3期計画は、第2期計画の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします。

2. 計画の方針

1) 基本的な考え方

○ 障がい者の相談支援体系の見直しに適切に対応します。

サービス等利用計画作成対象者が大幅に増加することから、現行の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」を中心に関係機関と連携を図り、相談支援体系の見直しに適切に対応していきます。

○ 病院から地域生活への移行支援を進めます。

受け入れるための環境が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活移行を進めるため、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。

○ 就労支援を充実します。

大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的な就労支援の強化を進めるとともに、労働関係機関との連携を深め、障がいのある方の雇用促進を図ります。

○ グループホーム・ケアホームの入居や在宅等の地域移行を進めます。

地域の生活の場としてのグループホーム等の設置をさらに促進し、入所施設等からの移行や在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための支援を行います。

以上の考え方に基づき、第3期障がい福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

2) 施設入所者の地域移行に関する目標値

<国の考え方>

国では、地域生活への移行を進める観点から、目標の設定にあたっては、平成17年10月1日障がい者の入所施設に入所している方のうち、3割以上がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することとしています。また、これに合わせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本に、目標を設定することとしています。

<本市の考え方>

本市の地域生活移行者数については、平成23年度末までの数値目標16人に対し、平成23年10月1日現在15人となっており、目標達成にほぼ近い状況となっております。

しかしながら、直近の実績は、それ以前に比べて減少しており、この傾向が続く場合には、平成26年度末のまでの3割以上の地域生活移行の実現は、厳しい情勢にあります。

第3期については、過去の6年間の実績をもとに見込んでおります。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
平成17年10月1日の入所者数A	143人	平成17年10月1日の数
【目標値】地域生活移行B	24人 (16.8%)	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する方の目標数
新たな施設入所利用者C	41人	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成26年度末の入所者数D	160人	平成26年度末の利用人員見込 (A-B+C)
【目標値】入所者減少見込E	△17人 (△11.9%)	差引減少見込数 (A-D)

3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

<国の考え方>

国の指針では、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とし、就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援A型の利用者は3割を目指すとしています。

<本市の考え方>

本市では、障害者自立支援センターを拠点とし、特別支援学校卒業生を始めとする障がい者の就労支援事業の実施等により、雇用の拡大に取り組んできました。その結果、福祉施設からの平成17年度一般就労移行者は9人となっております。これは、県内でも極めて多いものです。引き続き、障がい者の一般就労への支援をします。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	9人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	20人	平成 26 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する方の目標数

3. 指定障害福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

1) 生活支援

<国の見込量の考え方>

現に利用している者の数を基礎として、新たなサービス利用者の見込み数に、障がい者のニーズを踏まえて、量の見込みを設定します。

なお、同行援護については、重度の視覚障がい者数を勘案して利用者数及び量の見込み数を設定します。

<本市の考え方>

居宅介護は、平成21年度から平成23年度にかけて利用時間の伸びが安定していることから、毎年、7.5%ずつ上昇することを想定して見込量を設定しました。

なお、重度障害者等包括支援については、第1期計画及び第2期計画とも該当する対象者が見込めないことから、本計画の見込量には反映していません。

ア 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。

ウ 行動援護

行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援などを行います。

エ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

オ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

<年度別月あたり見込量>

生活支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活支援事業の見込量	3,028 時間 (188 人)	3,214 時間 (198 人)	3,414 時間 (208 人)
居宅介護(実利用見込み者)	2,481 時間 (149 人)	2,667 時間 (159 人)	2,867 時間 (169 人)
行動援護(実利用見込み者)	23 時間(3 人)	23 時間(3 人)	23 時間(3 人)
重度訪問介護(実利用見込み者)	93 時間(1 人)	93 時間(1 人)	93 時間(1 人)
同行援護(実利用見込み者)	431 時間(35 人)	431 時間(35 人)	431 時間(35 人)

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活支援事業の見込量	2,232 時間	2,456 時間	2,701 時間
生活支援事業の実績量	2,114 時間 (121 人)	2,270 時間 (131 人)	2,423 時間 (143 人)
居宅介護(利用者)	2,094 時間(119 人)	2,214 時間(128 人)	2,307 時間(139 人)
重度訪問介護(利用者)	0 時間(0 人)	36 時間(1 人)	93 時間(1 人)
行動援護(利用者)	20 時間(2 人)	20 時間(2 人)	23 時間(3 人)

2) 日中活動系

ア 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

<国の見込量の考え方>

現に利用している方の見込み数を基礎として、利用者のニーズ、新たに生活介護の対象者と見込まれる方を加えて、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第 3 期計画では、現に利用している方の見込み数を基礎として、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案するとともに、事業所の新規増設を見込んで設定しました。

<年度別月あたり見込量>

生活介護	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
見込量	6,956 人日	7,219 人日	7,576 人日
実利用見込み者数	370 人	384 人	403 人

<参考>

第2期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	4,926 人日	4,998 人日	6,162 人日
実績量(実利用者数)	4,796 人日 (263 人)	5,991 人日 (319 人)	6,721 人日 (356 人)

イ 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。「機能訓練」と「生活訓練」に類型化されています。

<国の見込量の考え方>

機能訓練は、現に利用している方の数を基礎として、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを設定します。

生活訓練は、現に利用している方の数を基礎として、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行数値目標、退院可能精神障がい者のうち自立訓練の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、機能訓練事業及び生活訓練事業については、病院から退院する時期を勘案し、必要量を見込むところですが、退院時期を見込むことが困難であるため、過去の実績を勘案して見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

機能訓練	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
見込量	46 人日	60 人日	60 人日
実利用見込み者数	2 人	3 人	3 人

<参考>

第2期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	48 人日	64 人日	80 人日
実績量(実利用者数)	95 人日(5 人)	79 人日(4 人)	46 人日(2 人)

<年度別月あたり見込量>

生活訓練	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	46 人日	60 人日	60 人日
実利用見込み者数	2 人	3 人	3 人

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	143 人日	164 人日	185 人日
実績量(実利用者数)	95 人日(5 人)	23 人日(1 人)	46 人日(2 人)

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障害者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。

<国の見込量の考え方>

①福祉施設利用者の一般就労への数値目標、②特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる方の数、③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズを勘案し、対象者として見込まれる方の数。これらを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

本市では県内でも就労移行支援事業の利用実績が高く、安定的に実績量が増えていることから、第 3 期計画では、過去の伸び率や特別支援学校卒業者数の見込み数等、新規利用者を勘案し見込量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

就労移行支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	1,250 人日	1,461 人日	1,672 人日
実利用見込み者数	71 人	83 人	95 人

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	968 人日	987 人日	1,006 人日
実績量(実利用者数)	1,124 人日(68 人)	934 人日(55 人)	1,060 人日(59 人)

工 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。

<国の見込量の考え方>

A型事業は、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者として見込まれる数の3割以上とすることが望まれます。

B型事業は、就労継続支援事業の対象者からA型事業を除いた数を勘案して、量の見込みを設定します。設定にあたっては、区域内の就労継続支援事業所（B型）の工賃の平均額について、目標を設定することが望まれます。

<本市の考え方>

就労継続支援A型の利用割合について、就労支援全体の3割以上とすることを目指すという国の指針については、長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成26年度における数値目標については、これまでの実績、事業所の状況、福祉施設から一般就労への移行に関する状況など総合的に勘案し設定する必要があります。

<年度別月あたり見込量>

就労継続A型	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	190人日	209人日	228人日
実利用見込み者数	10人	11人	12人

<参考>

第2期計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度
見込量	41人日	41人日	59人日
実績量(実利用者数)	0人日(0人)	34人日(3人)	95人日(5人)

<年度別月あたり見込量>

就労継続B型	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	4,001人日	4,036人日	4,070人日
実利用見込み者数	234人	236人	238人

<参考>

第2期計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度
見込量	2,081人日	3,178人日	3,546人日
実績量(実利用者数)	1,967人日 (106人)	2,805人日 (173人)	3,493人日 (210人)

才 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

重症心身障害児施設(委託病床も含む)、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、平成24年4月から重症心身障害児施設利用者のうち18歳以上の方が本サービスに移行することなどを勘案し、見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

療養介護	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	12人分	12人分	12人分

<参考>

第2期計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度
見込量	3人分	3人分	3人分
実績量	4人分	4人分	4人分

力 短期入所

自宅で障がい者を介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びを勘案し見込んだ数に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人あたり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

短期入所	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	393 人日	400 人日	441 人日
実利用見込み者数	52 人	53 人	63 人

<参考>

第2期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	248 人日	259 人日	282 人日
実績量(実利用者数)	313 人日	357 人日	385 人日
	(47 人分)	(41 人分)	(51 人)

3) 居住系

ア 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。

ケアホームは、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能な精神障がい者を含め新たにサービス利用が見込まれる方の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	111 人分	117 人分	123 人分

<参考>

第2期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (グループホーム：GH) 共同生活介護 (ケアホーム：CH)	見込量	67 人分	72 人分	75 人分
	実績量 (上段：GH) (下段：CH)	80 人分 (13 人分) (67 人分)	86 人分 (10 人分) (76 人分)	99 人分 (11 人分) (88 人分)

イ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

施設入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な方の利用といった、真に必要と判断される方の数を加えた、量の見込みを設定します。

当該見込み数は、平成26年度末の段階において、施設入所者数の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望まれます。

<本市の考え方>

平成17年10月時点の施設入所者数の1割以上の削減を目指すという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ当面、第3期計画では、これまでの実績、今後のグループホーム・ケアホームの整備見通しなどを勘案し、見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

施設入所支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援の見込量	162人分	161人分	160人分

<参考>

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	見込量	80人分	83人分	140人分
	実績量	86人分	116人分	153人分

4) 計画相談支援

ア 相談支援

総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。

<国の見込量の考え方>

障害福祉サービスの利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービスの利用者を計画相談支援の対象として、利用者数および見込みを設定します。

<本市の考え方>

障がい者数等の伸び率を勘案し、平成27年4月時点の障害福祉サービス利用者数を推計し、平成24年度から26年度の3年間で毎年1/3ずつ段階的に作成していくものとし、見込みを設定しました。

<年度別月あたり見込量>

計画相談支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	51人分	107人分	168人分

<参考> 指定相談支援

第期計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度
見込量	15人分	15人分	15人分
実績量	0人分	2人分	2人分

4. 地域生活支援事業の内容および量の見込み

①相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活をしていくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第1期計画では、相談支援事業の見込み量については、各事業の見込み箇所数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

第3期計画では、平成24年4月から相談支援体制の強化が図られ、「サービス等の利用計画」作成の対象者が大幅に拡大することが見込まれるため、制度改正の動向を勘案し、推計する必要があります。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

相談支援事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	地域自立支援協議会	実施見込の有無	有	有	有
		実施の有無	有	有	有
市町村機能強化事業	実施見込の有無	有	有	有	
	実施の有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援	実施見込の有無	有	有	有	
	実施の有無	有	有	有	

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	地域自立支援協議会	実施見込み箇所数	有	有	有
		実施箇所数	有	有	有
市町村機能強化事業	実施見込み箇所数	有	有	有	
	実施箇所数	有	有	有	
成年後見制度利用支援	実施見込み箇所数	有	有	有	
	実施箇所数	有	有	有	

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を行います。

第1期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の年あたりの延べ利用者数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い「手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳設置事業の実利用者数」を本市の実績に基づき見込みました。

第3期計画では、平成23年度に手話通訳設置者数を1人から2人に増員しています。平成23年度の実績見込みを勘案し、推計します。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

コミュニケーション事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業の実利用見込み者数	39人	40人	41人
手話通訳設置事業の実設置見込み者数	2人	2人	2人

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業の実利用者数	見込量	30人	31人	32人
	実績量	32人	36人	38人
手話通訳設置事業の実設置者数	見込量	1人	1人	1人
	実績量	1人	1人	2人

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者（児）の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

第2期計画では、ストマ用装具等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を実績に基づき算出しました。

第3期計画では、「用具の種類ごとの実績」を勘案し推計します。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）＜年度別見込量＞（年あたり）

日常生活用具給付事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	見込量	3,082件	3,115件	3,149件
	介護・訓練	見込量	14件	15件
	自立生活	見込量	45件	47件
	在宅療養	見込量	35件	37件
	情報・意思	見込量	50件	52件
	排泄管理	見込量	2,928件	2,954件
	居住生活	見込量	10件	10件
				11件

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	見込量	3,157件	3,195件	3,233件
	実績量	3,050件	2,903件	3,016件
介護・訓練	見込量	7件	8件	9件
	実績量	10件	10件	12件
自立生活	見込量	32件	35件	38件
	実績量	36件	26件	38件
在宅療養	見込量	27件	30件	33件
	実績量	25件	35件	35件
情報・意思	見込量	44件	48件	52件
	実績量	31件	37件	46件
排泄管理	見込量	3,041件	3,067件	3,093件
	実績量	2,941件	2,790件	2,877件
居住生活	見込量	6件	7件	8件
	実績量	7件	5件	8件

④移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいの内全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

第2期計画では、実施見込み箇所数、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間の実績を基にしました。

第3期計画では、実績のほか、平成23年10月から開始される「同行援護」のサービス見込み量を勘案し、推計しています。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

移動支援		平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内実施箇所数	見込量	10箇所	10箇所	10箇所
実利用者数	見込量	172人	175人	178人
延べ利用時間数	見込量	17,002時間	18,702時間	20,572時間

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内実施見込み 箇所数	見込量	9箇所	10箇所	11箇所
	実績量	10箇所	10箇所	10箇所
実利用者数	見込量	144人	147人	152人
	実績量	135人	145人	194人
延べ利用時間数	見込量	14,044時間	14,374時間	14,869時間
	実績量	15,015時間	16,422時間	19,375時間

⑤地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第1期計画では、地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み及び機能強化事業の実施見込み箇所数を算出しました。

第2期計画では、今後の地域作業所の移行状況を勘案するとともに、国の基本指針の変更に伴い「市内、市外別の実施見込み箇所数・実利用見込み者数」を見込みました。

第3期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用者数」を勘案し推計します。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

地域活動支援センター			平成24年度	平成25年度	平成26年度
市 内	見込量	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		実利用者数	156人	164人	172人
市 外	見込量	箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		実利用者数	4人	4人	4人

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画			平成21年度	平成22年度	平成23年度
市 内	見込量	実施箇所数	1箇所	3箇所	3箇所
		実利用者数	100人	165人	171人
	実績量	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		実利用者数	135人	142人	149人
市 外	見込量	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		実利用者数	1人	1人	1人
	実績量	箇所数	1箇所	3箇所	4箇所
		実利用者数	1人	3人	4人

⑥日中一時支援

主に障がいのある学齢児を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。また、放課後の余暇支援としても利用できます。従来の日帰り短期入所と児童デイサービスを合わせた事業です。

第2期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出しました。

第3期計画では、障がい児については、新たに創設される「放課後等児童デイサービス」に移行することから、障がい者のサービス見込み量の実績を勘案し推計しています。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

日中一時支援		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	見込量	12箇所	12箇所	12箇所
実利用者数	見込量	40人	41人	42人

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施箇所数	見込量	8箇所	9箇所	10箇所
	実績量	11箇所	10箇所	12箇所
実利用者数	見込量	217人	244人	265人
	実績量	285人	280人	269人

⑦訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がいの方等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスについては、第2期計画期間中の実利用者の増加状況と一人当たり年間利用回数の実績から見込みました。

<年度別見込量>

訪問入浴	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用見込み者数	11 人	11 人	12 人
延べ利用見込み者数	924 人	1,016 人	1,118 人

<参考>

第2期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用者数	見込量	540 人	600 人	660 人
	実績量	571 人	646 人	720 人

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進

本市では、障がい者が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、大和市障害者自立支援センターを設立しています。

今後も、大和市障害者自立支援センターを中核として、市内に4箇所の指定相談事業所を配置し、障害福祉サービス利用などの相談を通して、また、市障害者自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握の上新たな障害福祉サービスへの円滑な移行を促進します。

2) 障害福祉サービス提供事業者の育成

本市では数多くの障害福祉サービス提供事業者があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなど障害福祉サービス提供事業者を育成するとともに、新たな障害福祉サービス提供事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では障がい者の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣市町村や県の関係機関との連携を強化しながら、市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進めます。